

様

本宮市長 高松 義行  
(公印省略)

① 支給額  
支給額及び内訳の内容を確認してください。

本宮市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金[R6 住民税非課税等世帯分]支給要件確認書

エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金[R6 住民税非課税等世帯分]支給要件確認書について、令和6年度住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。以下の内容を確認のうえ本人確認書類と口座確認書類を添付して、令和7年4月30日までに、この確認書を返送して下さい。

①

支給方法	口座振込
支給日	後日、決定通知書にてお知らせ
支給額 (内 訳)	円 円 住民税非課税及び均等割のみ課税世帯分 円 子ども加算分(1人当たり2万円)

(1)給付金の受給にかかる確認事項  
■世帯主の方が記入して下さい。

②

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にシを入れてください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input checked="" type="checkbox"/>	②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。  
(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)  
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。  
※令和6年1月2日以降に国外から転入してきた方がいる場合は、支給対象となりません。  
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。  
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。  
※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。  
※本給付金を受給しない場合は、右欄にシ印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

③

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

(2)給付金の振込先口座等

下記の口座への振込を希望します。(振込先を記入してください)

※原則申請者ご本人名義の口座。長期間出入金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.余連 5.農協 3.専組 6.漁協	本・支店 本・支所 出金所	1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※濃縮の表記に合わせて下さい
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号	※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1	0		※濃縮の表記に合わせて下さい

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、本宮市役所社会福祉課(0243-24-5372)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

裏面もご確認ください

【代理人が手続きをする場合】  
代理人欄及び委任内容を記入し、世帯主氏名欄に世帯主様ご本人が署名するか記名押印のうえ、「本人」及び「代理人」の本人確認書類のコピーを添付する。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、給付金の			を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名 署名

⑥

⑥ 最終確認

提出書類を確認してチェックをつけてください。

- 本宮市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金[R6住民税非課税等世帯分]支給要件確認書(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』  
運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し。  
代理人による受給の場合は、「本人」及び「代理人の本人」の確認書類を両方を貼付
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(記入漏れ漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

⑤

⑤ 添付書類を貼付

- ・「本人確認書類の写し(コピー)」
- ・「代理人の本人確認書類の写し(コピー)」  
※代理人による確認・受給の場合は必要。
- ・「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」  
※④で記入した口座情報の内容が確認できるもの。  
必要な提出書類を貼付または返信用封筒に同封してください。

④ 振込先口座情報を記入  
申請者(世帯主)名義の口座か。長期間出入金のない口座を記入しないでください。